統計委員会部会設置内規(案)

平成 19 年 10 月 5 日 統計委員会決定 改正 平成 19年 10月 29日 改正 平成 20 年 11 月 10 日 改正 平成 21 年 1 月 19 日 改正 平成 21 年 3 月 9 日 改正 平成 22 年 5 月 21 日 改正 平成26年8月5日 改正 平成 28 年 4 月 26 日 改正 平成 29 年 2 月 23 日 改正 平成 30 年 4 月 20 日 改正 平成 30 年 7 月 20 日 改正 平成 31 年 1月 30 日 改正 令和 2年10月 1日 改正 令和 5年10月27日 改正 令和 7年 ●月 ●日

統計委員会(以下「委員会」という。)に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 なお、委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のう も特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力 要請に関する事項、三以上の部会に関連する横断的な課題 に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項
国民経済計算体系的整備部 会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及 び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育な ど国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部 会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
統計制度部会	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る 匿名データに関する事項
統計作成プロセス部会	統計作成プロセスの水準の向上に関する事項
デジタル部会	デジタル分野に関する事項

(注) ただし、委員長は、審議事項の内容や部会の審議状況等に応じて、特に必要と認めるときは、 部会に付託せず統計委員会で審議し、又は審議を付託する部会を変更することができる。